

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称) 素案(案)

- 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)について
 - (1) 計画の趣旨・位置づけ
 - (2) 計画の期間
 - (3) 計画の対象
 - (4) 本市における他計画との関係
- 2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題
 - (1) 家庭・地域・社会の状況
 - (2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境
- 3 計画における横浜市の目指すべき姿と理念・基本的な視点
 - (1) 目指すべき姿
 - (2) 理念
 - (3) 計画における基本的な視点
- 4 施策体系と事業・取組
 - (1) 施策分野・基本施策とその関係性
 - 施策分野1 子ども・青少年が様々な力をはぐくみ、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》
 - 基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
 - 基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進
 - 基本施策③ 障害児への支援
 - 基本施策④ 若者の自立支援の充実
 - 施策分野2 出産・子育てしやすい環境をつくる《子育て家庭への支援》
 - 基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実
 - 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実
 - 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応
 - 施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる《社会全体での支援》
 - 基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
 - 基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進
 - (2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性
- 5 計画の推進体制(PDCAサイクルの確保)

※上記のほか、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5か年の量の見込み、確保方策についても、本市子ども・子育て会議等の検討を踏まえ、今後、計画に記載します。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）について

(1) 計画の趣旨・位置づけ

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定です。

新制度では、各市町村は、様々な子ども・子育て家庭の状況やそれぞれの事業の利用状況・利用希望を把握して、5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に実施・整備を行うこととなります。

これまで、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」により子ども・青少年のための施策を進めてきました。そこで、本計画については、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」を継承し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けることにより、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していきます。

<それぞれの法律に基づく計画への記載事項>

◆横浜市子ども・子育て支援事業計画【法定計画】(子ども・子育て支援法)

- 各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策(提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期)
- 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保(認定こども園の設置数・設置時期・普及に係る考え方、幼保小連携の取組の推進など)
- 計画の理念等
- 産後の休業、育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(ワーク・ライフ・バランスの推進)

◆かがやけ横浜こども青少年プラン【法定計画】(次世代育成支援対策推進法(現行))

- 地域における子育ての支援
- 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 子ども等の安全の確保
- 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

※延長後も現行の「内容に関する事項」の項目について変更はない予定。

＜本計画の根拠となる法の基本理念＞

◆子ども・子育て支援法

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆次世代育成支援対策推進法

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(2) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

(3) 計画の対象

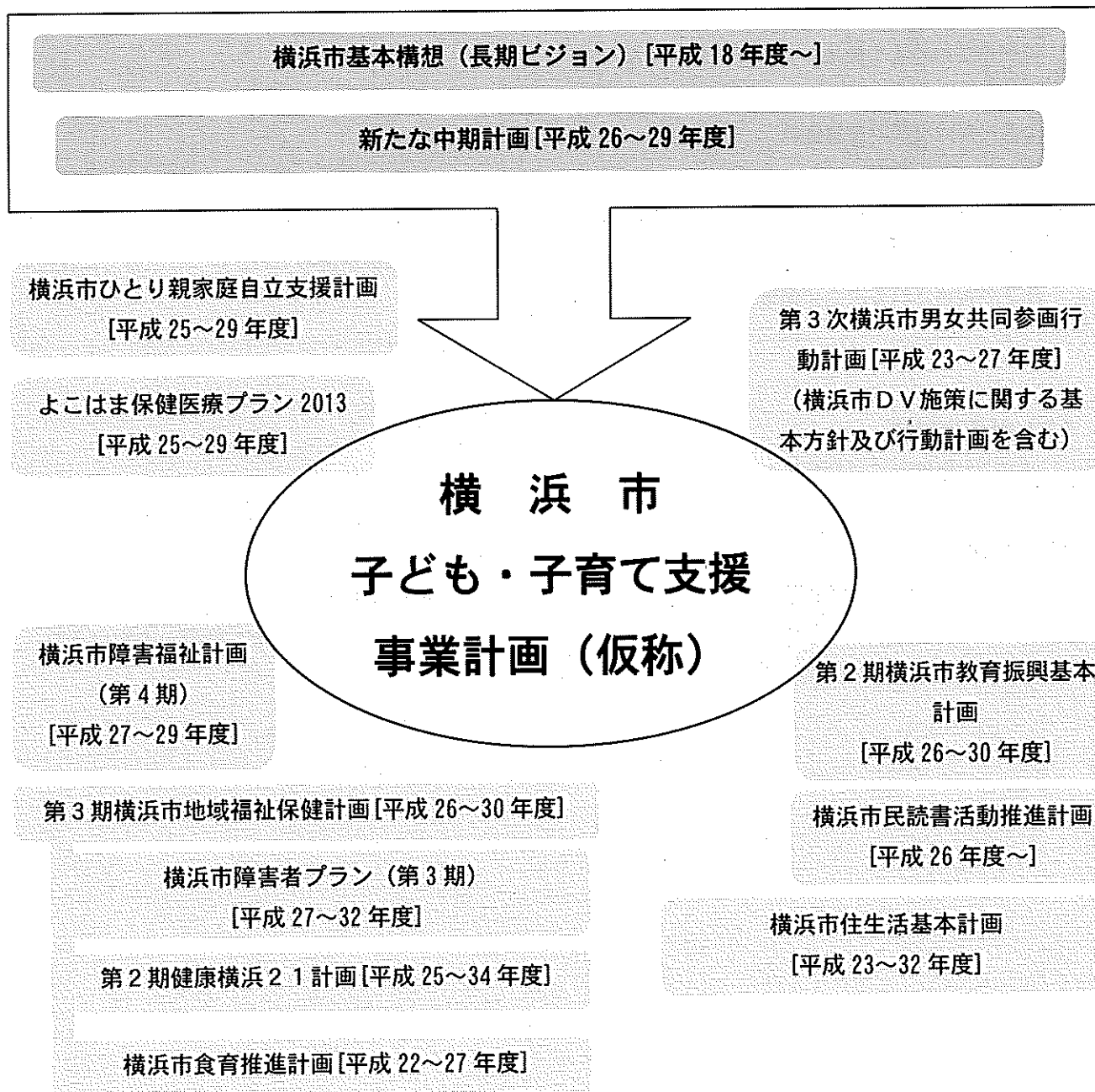
生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については、39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

(4) 本市における他計画との関係

子ども・青少年施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図りながら、計画を策定します。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

◆関連するビジョン・計画



◆子ども・子育て支援新制度について

(1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の1つに位置付けられました。そして、平成24年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法(※)が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定です。新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざした制度です。

※子ども・子育て関連3法って？

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こどもの充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

(2) 現行制度からの主な変更点

①市町村が制度の実施主体

- ・現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市町村に一本化されます。
- ・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負うことになります。

②消費税率引上げに伴う財源確保

社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率引上げ(5%→10%)に伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられます。

③幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

④「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業(13事業)が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することになります。

◆新制度における「子ども・子育て支援の意義」について

子ども・子育て支援法において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（「基本指針」）を定めるものとする。」とされています。

この基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

本市においても、基本指針における意義を踏まえながら、本計画を策定し、子ども・青少年や子育て家庭のための施策を展開していきます。

2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

(1) 家庭・地域・社会の状況

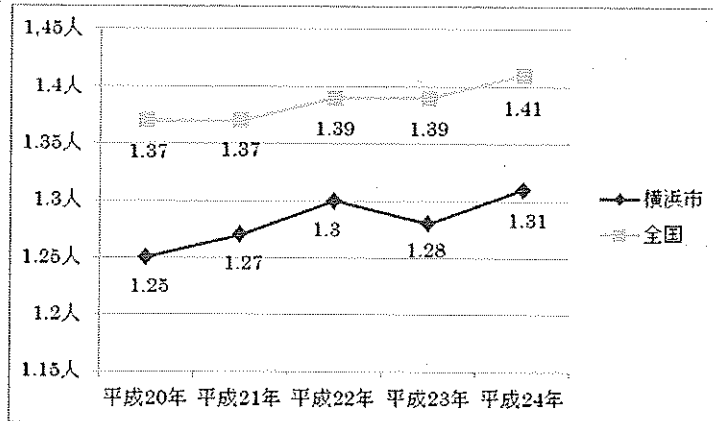
①依然として続く少子化、非婚化、晩婚化、晩産化

全国の特産合計出生率は、ここ数年微増の傾向にあるものの、依然低い水準にとどまっています。

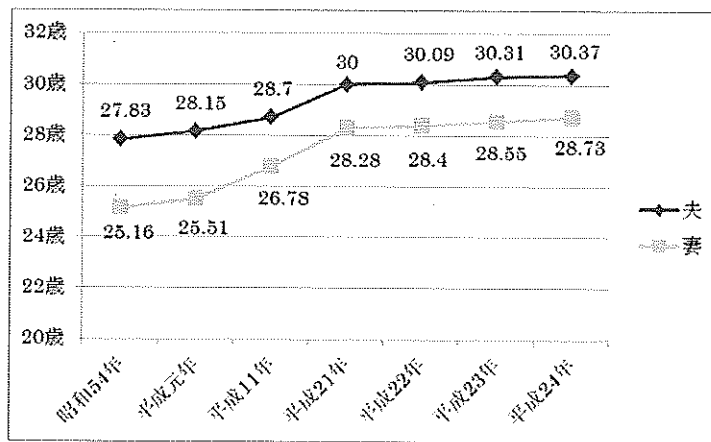
特に、本市の特産合計出生率は、全国よりもさらに低い数値で推移しており、少子化の状況は変わっていません。

また、平均初婚年齢も引き続き上昇の傾向にあり、出生時の母親の年齢についても20代の割合が減少するとともに、30代の割合が増加しており、晩婚化・晩産化が進行しています。

★特産合計出生率の推移【平成24年度横浜市保健統計年報】



★平均初婚年齢の推移【平成24年度横浜市保健統計年報】



★出生時の母親の年齢階級毎の割合の推移【平成24年度横浜市保健統計年報】

年次	-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
昭和54年	0.6%	14.4%	52.5%	27.1%	4.8%	0.4%	0.0%
平成元年	1.1%	13.2%	43.7%	31.6%	9.2%	1.1%	0.0%
平成11年	1.0%	9.1%	38.4%	38.4%	11.7%	1.3%	0.0%
平成21年	0.9%	6.8%	25.0%	39.2%	24.3%	3.6%	0.1%
平成22年	0.9%	6.6%	24.6%	38.2%	25.3%	4.3%	0.1%
平成23年	0.8%	6.4%	24.0%	38.7%	25.2%	4.7%	0.1%
平成24年	0.9%	5.8%	23.9%	37.4%	26.4%	5.4%	0.1%

◆結婚と出産に対する意識

「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」(2010年)によると、晩婚化、晩産化による傾向の中で、「高齢で生むのはいやだから」と感じている人の割合は35.1%を占めています。また、晩婚化、晩産化に限らず、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は60.4%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合は17.4%を占めています。

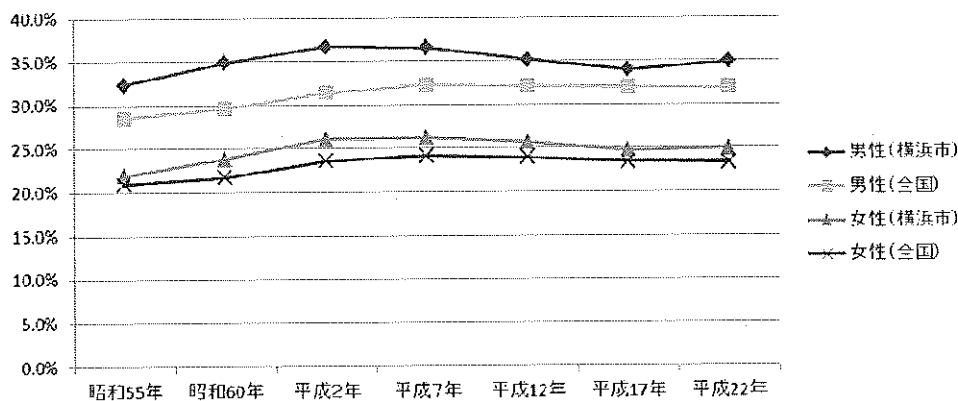
こうした状況を踏まえ、女性に対しても男性に対しても、出産や子育て、保育や教育に関する不安を減らしたり、子育ての楽しさを伝える取組が求められています。

親が共に「安心して子どもを育てられる」「子育てが楽しい」と思えると、その安心感を子どもは無意識のうちに感じ取ります。子どもにとって安心感は人間形成の核となるものであり、社会性や協働性、規範性、豊かな人間性をはぐくむ土台となっていきます。また、親になる前の世代である中学生や高校生が、学校教育の場で保育や子どもを産み育てることについて学ぶことは、「豊かな生き方を自ら求めていく」ための大切な取組であり、充実を図る必要があります。教育委員会や学校と連携しながら、長い目で子どもの育ちを考えていくことに留意して取組を進めることが重要です。

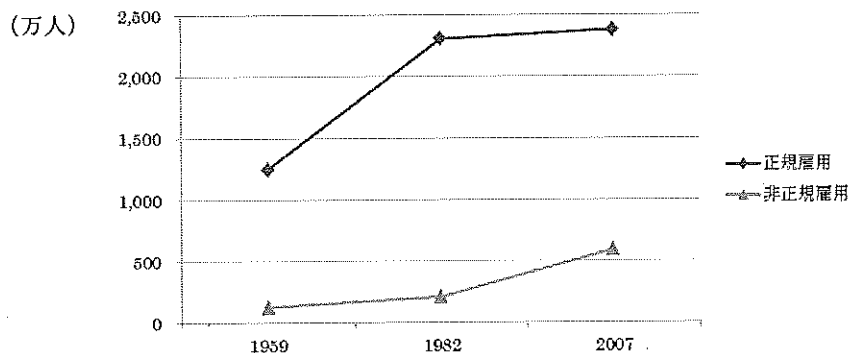
また、調査では、結婚しない理由として、「仕事(学業)に打ち込みたい」「結婚資金が足りない」などの理由が挙がっています。

結婚や出産、子育てが個人の選択、それぞれの生き方とされる一方で、結婚したいと思っても経済的な障壁があり、踏み切れない状況が伺えます。20代から30代の子育て世代に対する経済的支援の充実や教育にかかる費用負担の軽減を進めていくことが重要になっています。

★未婚率(全国と本市の比較)【平成22年度国勢調査】



★男性の非正規雇用の推移【平成23年度厚生労働白書】



②家族の状況の変化

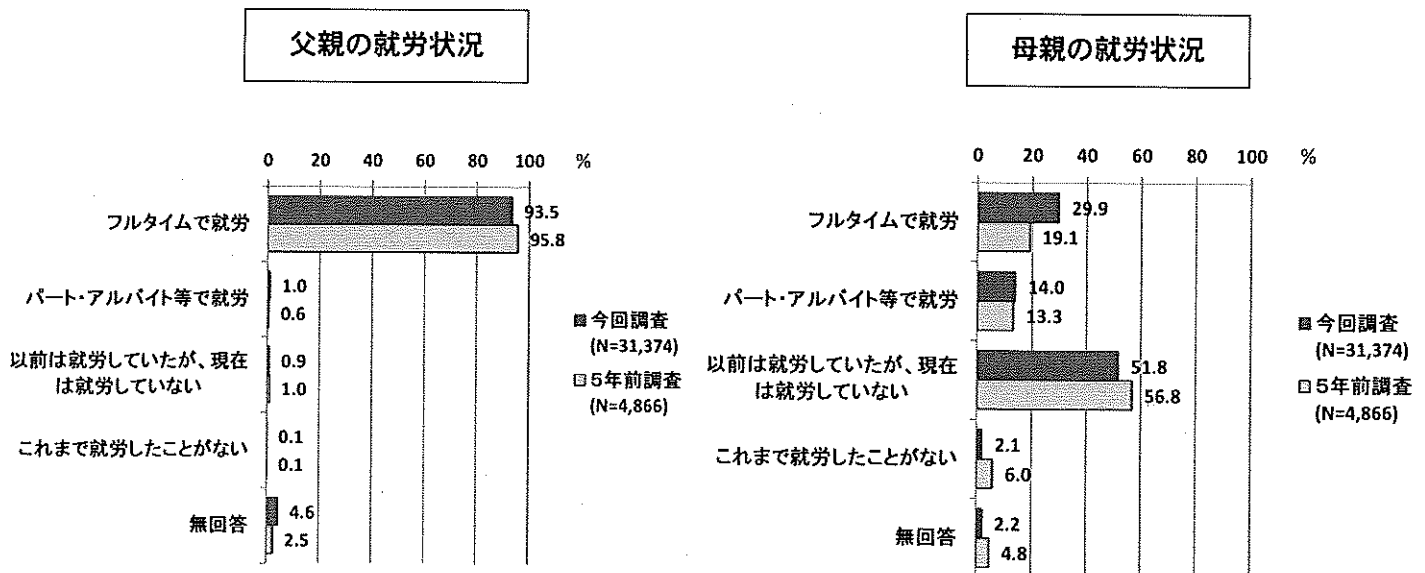
近年、世帯当たりの子どもの数の減少、三世同居の減少、ひとり親家庭の増加など、家族の規模が小さくなっています。

また、未就学の子どもをもつ親の就労状況について、父親のフルタイム就労が9割を超えており、母親もフルタイム就労が約3割、パート・アルバイト等の就労を合わせると、約44%となっています。母親の就労（フルタイム、パート・アルバイト含む）は、5年前と比較すると10%以上増加しており、共働き世帯の割合が増加しています。

また、こうしたことから、家族団らんやコミュニケーションの時間が少なくなるなど、家族のあり方にも変化が生じています。このような変化の中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、子育てをしている家庭への市民の理解、職場の理解と協力が得られるような環境をつくっていくことも大切です。

あわせて、子育て中の親が子どもと向き合う時間を大切にしようとする意識を持てるよう、保育所、幼稚園、小学校、地域子育て支援拠点などの子育てを支援する人たちが「一人ひとりの子どもに良さがあり、子育ては自己を豊かにするものでもある」ことを伝え、親が子育てに自信が持てるように関わっていくことが大切です。

★未就学の子どもを持つ父親・母親の就労状況（25年度と20年度の比較）【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



③出産・育児期の女性の労働力率の落ち込み（M字カーブ）

年代別に女性の労働力率をみると、男性は台形型を描くのに対して、女性は30代に底のあるM字カーブを描いており、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多いといえます。本市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことが分かります。

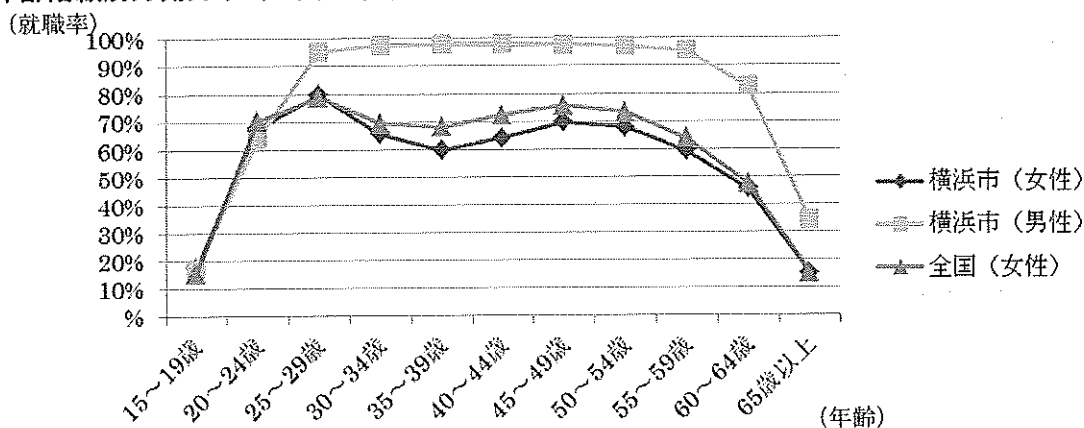
なお、女性が結婚・出産等を機に退職する理由として、「家事や育児に専念するために自主的にやめる」だけでなく、「仕事を続けたかったが仕事と育児の両立が難しく退職した」というケースも多く存在します。

今後は、引き続き、女性の社会進出を後押しするとともに、父親、母親ともに仕事と子育ての両立ができるよう、子育て家庭の支援を充実していく必要があります。男性も女性も一人ひとりが自らの生き方を選択し、自己実現を図っていく人生の中に、子どもを産み育てることの喜びを実感できるような支援が求められます。

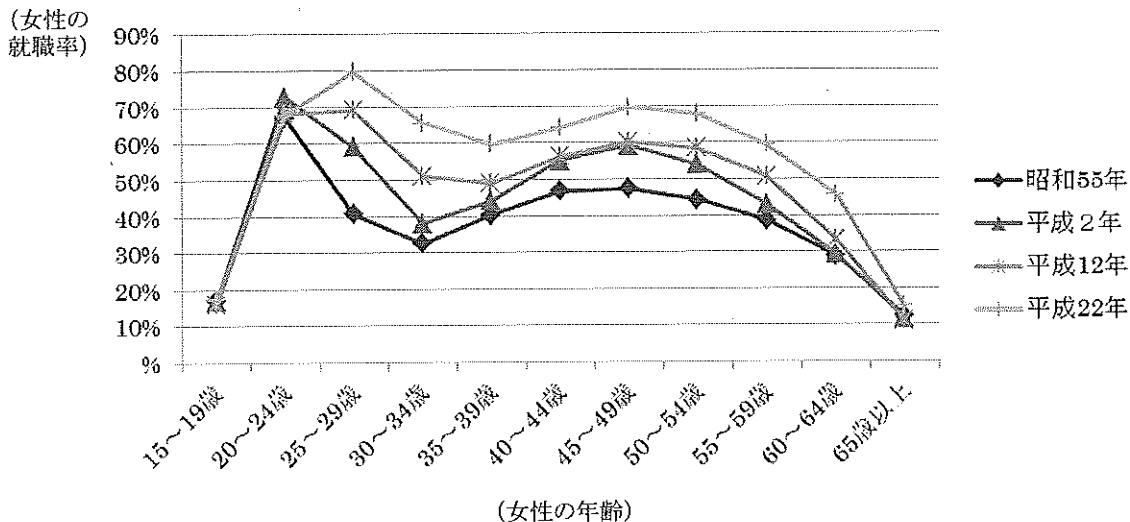
仕事と子育ての両立にあたっては、保育基盤の確保が必要となります。地域のニーズを見極めながら、引き続き、保育の必要性のある子どもが安心して育つことのできる保育所等の整備を進めていくことが必要です。

また、働き方の見直しも必要であり、男女共に働くことへの社会全体の意識改革が進むような取組が必要です。

★年齢階級別労働力率（全国と本市（男女）の比較）（平成 22 年）【「平成 22 年国勢調査（総務省）」



★本市における女性の年齢階級別労働力率【「平成 22 年国勢調査（総務省）」



④父親の育児時間の水準の低さ（長時間労働）

本市の未就学児を持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約65%が20時以降となっており、依然として、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続いています。

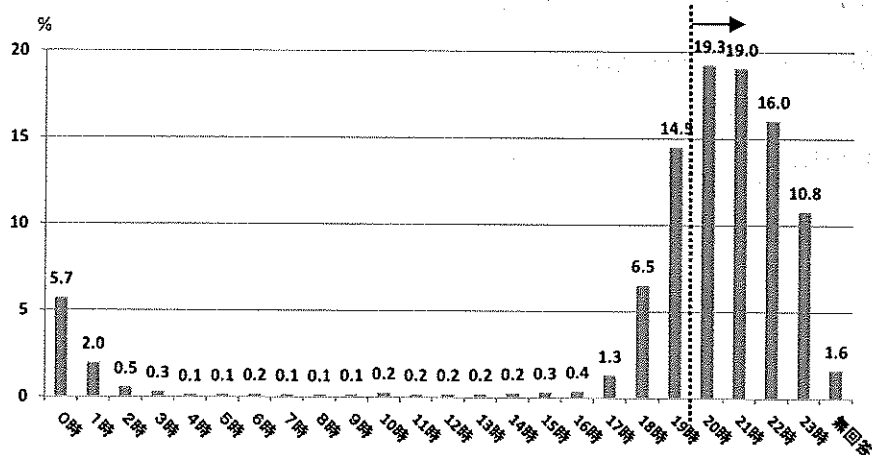
その結果、平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、0～1時間という父親が4割以上と高く、長時間労働が父親の育児・家事への関わりを難しくしています。

仕事のみを優先させるのではなく、家庭やプライベートも含めた形で生活を充実・両立させることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要であるとともに、育児は父親と母親が共に行うという意識を根付かせていくことが必要です。

また、子どもの育ちの観点からは、保護者同士のつながりが子どもの安心感につながるといった側面もあります。

子どもにとって、保護者は人間関係を築くうえでのモデルとなる存在です。大人同士の豊かな人間関係を見て、子どもは無意識のうちに人と関わる喜びや楽しさを学んでいきます。保護者同士のつながりが子どもの健やかな成長にとって大切な役割を果たしていることを理解し、例えば、保育参観や学校の授業の行事に父親も積極的に参加するなど、様々な形で育児に参加できるように働きかけていくことが大切です。

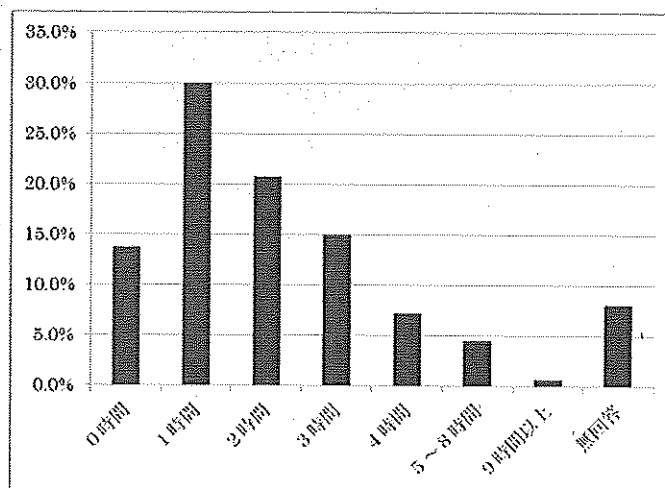
★就労中の父親の帰宅時間【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



★平日、父親が子どもと一緒に過ごす時間

N=29,648

【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



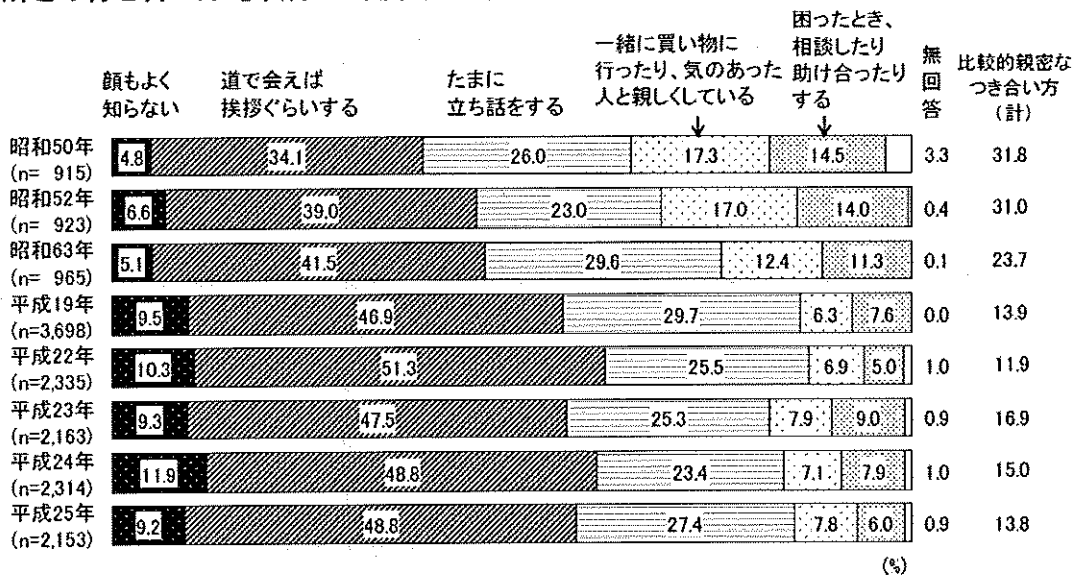
⑤地域のつながりの希薄化

本市の市民意識調査によると、隣近所との付き合い方として、ここ数年は「顔もよく知らない」「道で会えば挨拶ぐらいする」割合が約6割前後、比較的親密な付き合い方をしている人の割合も15%前後で推移しており、依然、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況は変わっていません。

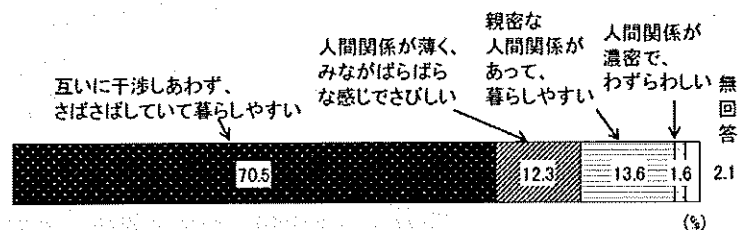
また、隣近所との付き合いに対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が約7割となっています。

子育て世代から見た地域の環境としては、少子化により、近所に子どもがいないという地域も少なくありません。また、共働き家庭が増えていることから、近所の方と日常的に関わる時間が少ないといった実状も見受けられます。

★隣近所との付き合い方【平成25年度 横浜市民意識調査】



★隣近所との付き合い方についての考え方【平成25年度 横浜市民意識調査】



【コラム】幼・保・小連携の取組

本市には各区に「幼・保・小連携」の組織があり、園長や校長を中心に子どもたちの育ちと学びをつなぐ活動を行っています。30年以上続いているこの取組を核にして、今後は一層、「地域の中で育つ子ども」として、子どもたちを見守り育てていく環境を充実させていくことが望まれます。

また、災害時に互いに子どもを守る協力的な営みは、東日本大震災の時にも発揮されました。日頃の顔の見える関係が生かされ、地域として子どもたちを守る取組が自発的に行われました。この時を契機に防災に対する連携がさらに深まった地域もあります。幼稚園・保育所・学校の連携により、地域で子どもを支え育てる大きな環境がうまれます。今後は、区役所との連携もさらに充実させ、地域のつながりを一層深めていくことが重要です。

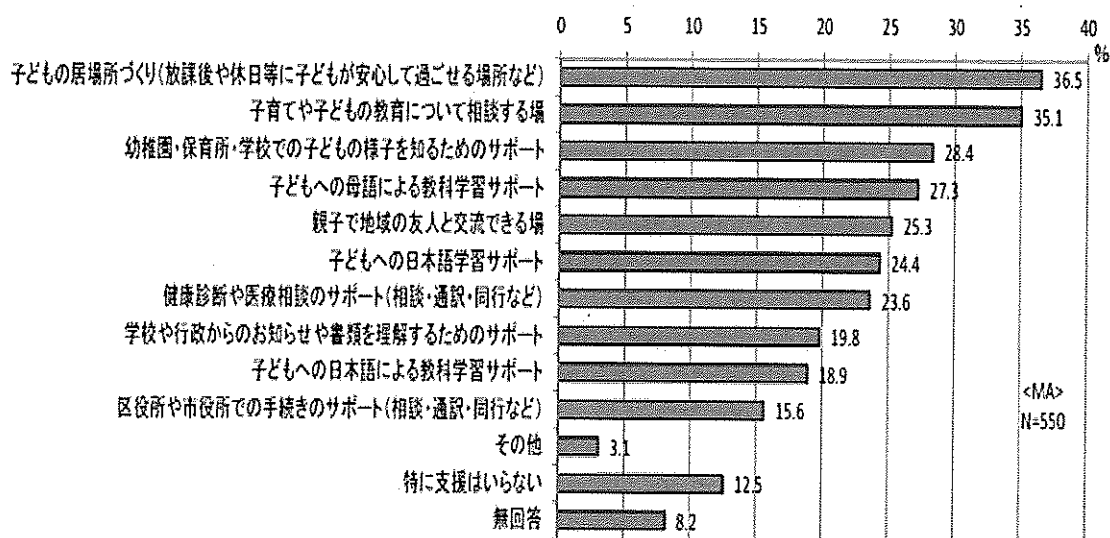
⑥国際化と多文化共生社会

本市には、平成 26 年 6 月末現在で約 77,000 人の外国籍住民が在住しており、例えば、保育所等における通訳のサポートや親子の居場所づくり、特別な支援が必要な子どもやその家庭への対応など、今後も子育てを始めとして様々な支援を充実させていく必要があります。

また、横浜市立の小中学校には、外国籍や外国につながる子どもが、平成 25 年 5 月現在で約 7,000 人おり、うち、約 1,400 人は日本語の初歩からの学習が必要です。

言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろん、福祉・保健・医療・教育など様々な分野で多文化共生が地域社会の重要な課題になっています。現在、公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）や国際交流ラウンジ、地域の NPO などが連携しながら、外国人住民のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生のまちづくりを進めていますが、今後、子育て支援を推進するうえでも、多文化共生の観点は重要です。

★子育てや子どもの教育に関してあったらよい支援【平成 25 年度 横浜市外国人意識調査】



【コラム】外国籍・外国につながる児童生徒に向けた学習支援（中区・南区）

中区や南区には、外国籍・外国につながる児童生徒の数が3割を超える学校があり、区では学校や教育委員会事務局、(公財)横浜市国際交流協会、国際交流ラウンジ等とネットワークを組んで事業を展開します。平成 26 年度は、放課後学習支援の充実や、転入時に日本と母国の学校制度の違いなどを説明するスクールガイダンスを中区でモデル実施します。

外国籍・外国につながる児童生徒と、その保護者が、日本の生活に馴染み、学校生活を意義ある時間としていくためにも、「国際理解」や「多文化交流」などについて、区民の理解を深め、互いに助け合える多文化共生のまちづくりを目指していきます。

(2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

①子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態や貧困率の上昇

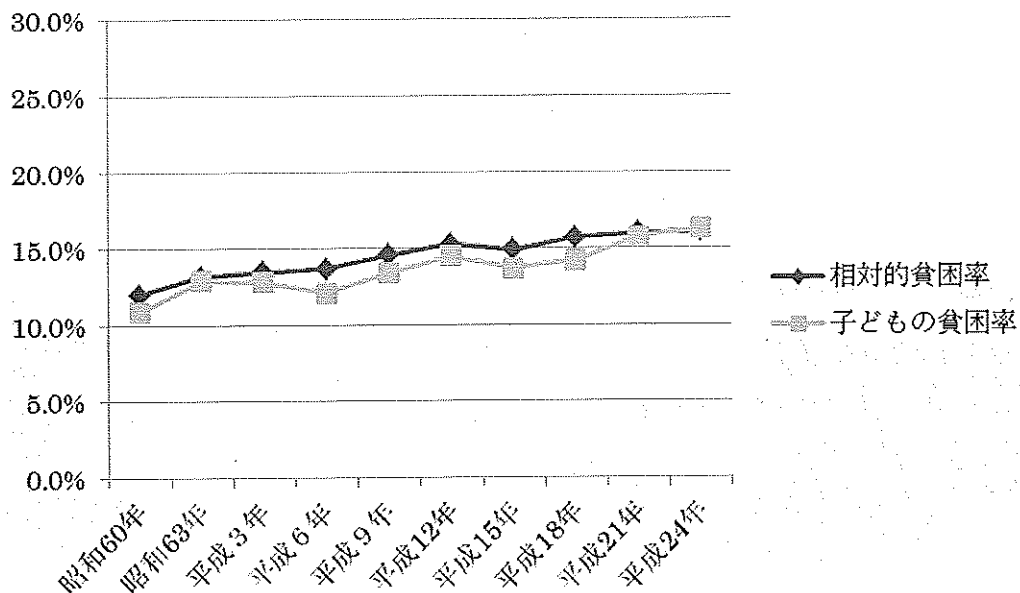
本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が成長の過程で、不登校、いじめ、暴力、自傷行為や自殺企図、若年層のひきこもりや無業状態など、深刻な状況にあることも少なくありません。平成24年度の横浜市における調査では、ひきこもりの青少年（15歳～39歳）は推計8,000人、無業状態の青少年は推計57,000人となっています。こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮や多様な家庭形態、子ども・青少年本人や親の障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っています。

また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境の格差にもつながっています。

近年、子どもの貧困率は上昇しており、子ども・青少年の育ちや就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

こうした課題に対応するために、現在、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生への生活支援や学習支援をはじめ、経済的支援が必要な若者への就労のための支援、ひとり親家庭への就労支援等を行っています。今後はあわせて乳幼児期からの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達の特長や個々の特性に応じて、様々な支援を切れ目なく総合的に行うことが求められます。未就学期から学齢期にかけて、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等において、乳幼児期からの基本的信頼感、情緒の安定を基盤とし、自己肯定感や自己有用感を育みながら自己形成していく過程を大切にしていけるよう、子どもの育ちに関する共通理解を促す取組も必要です。

★貧困率の年次推移【平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）】



※「相対的貧困率」とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

※「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（就労所得、財産所得、仕送り等、公的年金、その他の現金給付等）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合。

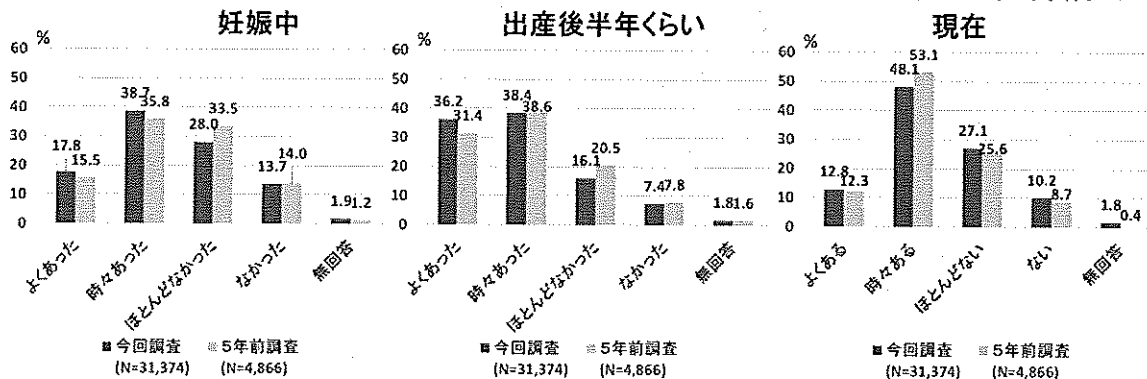
◆子育て家庭の状況（１） ～不安感・負担感～

子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなかった保護者の割合は、妊娠中では半数以上、出産後半年くらいの間では約75%、その後においても約6割に及んでおり、以前と比べてもその状況は大きくは変わっていません。

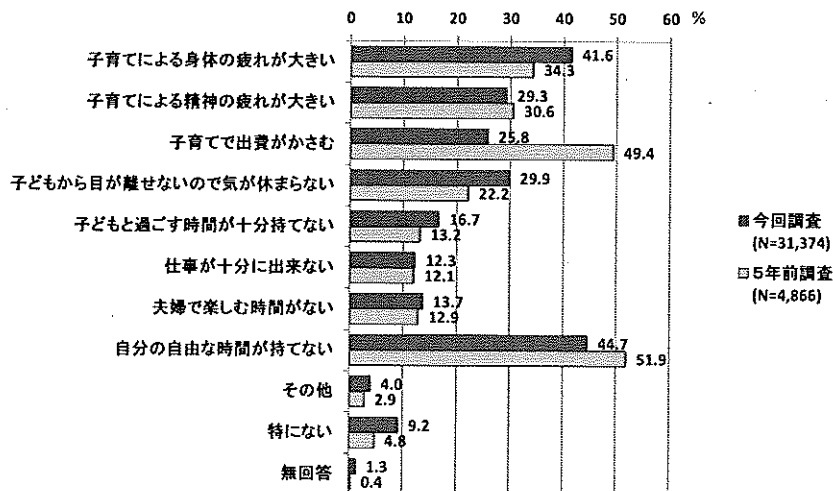
また、子育てで負担に感じていることは、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる身体の疲れが大きい」、「子どもから目が離せないのが気が休まらない」などの割合が高くなっています。

★子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなる状況の有無

【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



★子育てで負担に思うこと【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



一方で、内閣府による「家族と地域における子育てに関する意識調査（平成26年3月）」では、「今後子どもをもつ場合の条件」として、

- ・働きながら子育てができる職場環境がある 62.0%
- ・配偶者の家事・育児への協力が得られること 48.9%
- ・出産・育児について相談できる人が地域にいること 31.6%
- ・配偶者以外の家族に育児に協力してくれる人がいること 27.8%

という結果が報告されています。安心して子育てができるように、どのような環境が望まれているのかを示す結果と捉えることができます。

こうした環境は身体的・精神的に父親や母親の不安感や負担感を減らし、子どもと共に過ごすことの喜びや子育ての安心感につながるものとなり、子どもにとっても健やかに育つ環境となります。

父親の労働時間が長時間に及んでいることや、父親が子どもと過ごせる時間が十分にとれない現状を鑑み、安心して子育てをすることができるように、子育て支援の充実やワーク・ライフ・バランスの取組を推進していく必要があります。

◆子育て家庭の状況（２） ～子育てに対する満足度の変化～

未就学の子どもを持つ家庭のうち、8割を超える家庭が現在の子育ての生活に満足しており、平成20年度の調査と比較すると、満足している家庭の割合が増えています。子育てに対する不安感・負担感（前頁）について、「現在」の状況が5年前に比べてわずかながら減少していることから、親子の居場所や保育所など未就学の子ども・子育て家庭に関する本市の施策について、一定の成果が現れているといえます。一方で、妊娠中や出産直後の不安感・負担感は微増していることから、そのことへの対応が課題といえます。

また、小学校以降では、現在の子育ての生活に満足している割合が67.6%にとどまっており、以前と比べても大きく変わっていない状況です。今後は、学齢期の子ども・子育て家庭を支援する施策を充実させていくことが必要です。

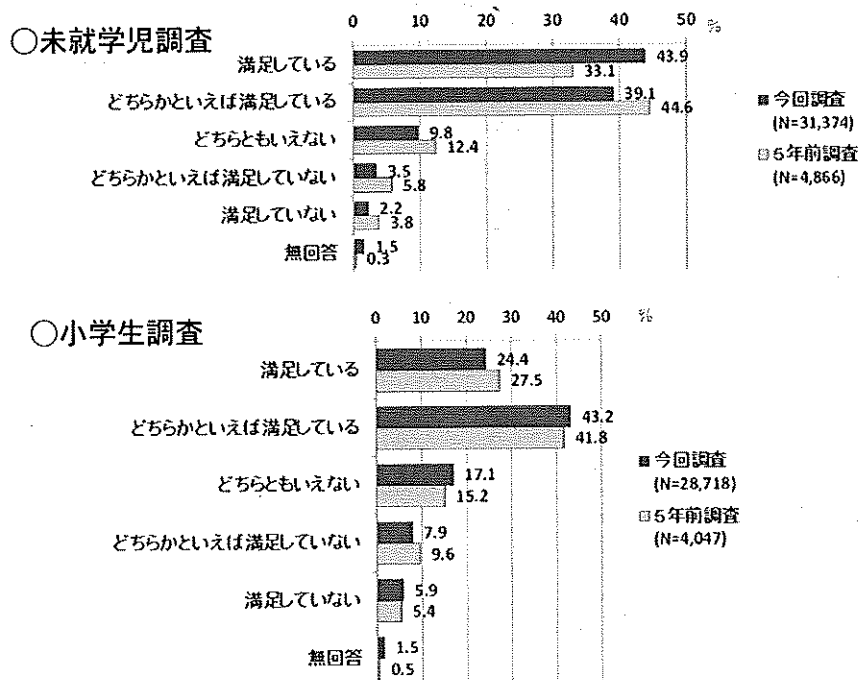
また、子育てについて相談できる人がいない家庭では、子育ての生活に満足していない割合が大きくなっており、特に小学生の子どもを持つ家庭でその傾向が顕著になっています。

そのため、子育てに関する相談対応や家庭訪問、地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場等での親子の居場所づくりなど、子育て家庭への支援に関する取組の重要性が高まっています。

さらに、子育てに関する相談相手として「近所の人」を挙げた家庭が、子育てに対する満足度が最も高くなっていることから、子育て支援を進めていくうえで、地域のつながりを強くする取組も重要であることがわかります。

★子どもを育てている現在の生活の満足度（25年度と20年度の比較）

【利用ニーズ把握のための調査（未就学児・小学生）（平成25年）】



～横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」後期計画の振り返り～

1 かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画の事業評価

かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（計画期間：平成22年度～26年度）については、計画に掲載された125の事業・取組のうち、119の事業・取組（全体の95.2%）について、計画期間内の目標の達成が見込まれます。

<施策分野ごとの振り返り>

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

基本施策① 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査等を実施するとともに、親子が孤立することなく安心して育児できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問事業や保健師等の専門職による第1子の家庭訪問を充実し、妊娠期から産後の切れ目のない支援を行いました。

基本施策② 地域における子育て支援の充実

子育て支援の中核的な拠点である地域子育て支援拠点の整備を進め、平成23年度までに全区への設置を完了しました。また、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、交流できる親と子のつどいの広場の拡充を図るとともに、保護者等の用事やリフレッシュなどの際に、保育所等において一時的に子どもを預かる一時保育・乳幼児一時預かり事業など、在宅家庭の子育て支援の充実に取り組みました。

基本施策③ 未就学期の保育と教育の充実

保育所整備や横浜保育室、NPO等を活用した家庭的保育事業の実施に加え、保育コンシェルジュによるきめ細やかな相談支援等により、平成25年4月の保育所待機児童ゼロを実現しました。平成26年4月には、保育所入所申込が4,114人増加し、待機児童数は20人となりましたが、本市の待機児童対策は、国においても「横浜方式」として推奨され、全国的に待機児童ゼロを目指す先進事例となりました。

また、乳幼児期から小学校以降へ育ちと学びの連続性・一貫性を持ち、教育・保育の質の継続・向上を図るため、横浜版接続機カリキュラムを策定するとともに、推進地区を広げ、幼保小連携の取組を強化しました。

施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

基本施策④ 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、はまっこふれあいスクール等放課後の児童の居場所づくりに取り組みました。

近年の留守家庭児童の放課後の居場所に対するニーズの高まりを受け「はまっ子ふれあいスクール」については、19時までの預かりや長期休暇の預かりなど留守家庭児童に対応する「放課後キッズクラブ」への転換を進めました。

また、地域の青少年活動等を通じて、多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会の提供を行いました。

基本施策⑤ 困難を抱える若者の自立支援の充実

困難を抱える若者が、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目のない相談支援、情報提供が受けられるよう、青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザを中心とした、若者の自立支援のネットワーク強化と、多様な社会参加・就労体験プログラムの展開等により、困難を抱える若者の自立を支援する環境づくりを進めました。

施策分野3 さまざまな背景や課題をかかえた子どもや青少年とその家庭への支援

基本施策⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

児童虐待死の根絶を目指し、関係機関相互の連携強化、児童養護施設や里親等の支援体制、養育環境の整備など「児童虐待対策プロジェクトの報告書」に基づく8つの対策を推進し、児童虐待の未然防止から、早期発見、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めました。

基本施策⑦ 障害児への支援

障害児への支援として、8か所目の地域療育センターを整備し、通園施設定員の拡充を図るとともに、新たな重症心身障害児施設の27年度中の開所に向け設計を進めました。

学齢期の障害児の居場所づくりとして、本市独自の居場所づくり事業から、法定化された放課後等デイサービス事業への転換を図り、NPO法人や株式会社等多様な運営主体の参入により事業所数が大幅に増加しました。

基本施策⑧ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

ひとり親家庭への自立支援では、就労支援、生活支援、経済的な支援などの総合的な支援を行うとともに、母子生活支援施設退所後、訪問や電話で生活や子育てなどの相談を受けるなど、対象者の負担軽減と地域での生活の安定につなげました。

また、DVをなくすキャンペーンの実施や民間シェルターの運営支援等により、DV被害者等が地域で生活するための支援を充実しました。

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

基本施策⑨ 安心・安全のまちづくり

店舗や施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらう「ハマハグ」協賛店舗・施設の認定や、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、地域向け子育て支援施設を併設した「横浜市地域子育て応援マンション」の認定を進めるなど、安心して子育てができるまちづくりを進めました。

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす機運の醸成

企業・市民に向けた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、父親の家事・育児の推進や祖父母世代の地域の子育て支援への参加促進に取り組みました。

2 目標未達成となる事業・取組

計画期間中に目標を達成できない見込みとなっているものが、6事業・取組あります。

主な理由としては、実施にあたっての関係機関との調整、実施場所の選定等に時間を要したことなどが挙げられます。

次期計画に向け、未達成の理由となっている課題等に対し、具体的な対応を図りながら、引き続き取組を進めるとともに、当初計画の取組内容について途中で見直しを行った結果、目標値に届かなかったものについては、現在の状況やニーズに合わせた取組・事業への転換を図っていきます。

事業・取組	26年度末 目標値	取組状況等（26年3月時点）
保育所・幼稚園における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所子育てひろば（常設園）51か所 ・幼稚園はまっ子広場（常設園）27か所 	<p>地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や育児講座などの開催、子育て情報の提供を行う保育所子育てひろば（33か所）、幼稚園はまっ子広場（20か所）を実施しました。</p> <p>既存資源を活用した取組であるため、時間・場所・人員などの制約があること、他の親子の居場所との配置バランスを考慮しながら整備を進めていく必要があることなどが課題となり、計画どおり進めることができませんでした。</p>
空き定員枠の活用 （送迎保育ステーションの整備等）	拡充	<p>駅前近くに整備した送迎保育ステーションから空き定員枠のある保育所へバスでの送迎を行う送迎保育ステーション事業は、23年度は2か所、24年度から市内5か所で実施しました。</p> <p>周辺の保育所の新規整備が進む中で、送迎保育の利用ニーズが少ない状況であったことから、後のニーズも見込めない2か所について送迎を廃止し、併設の乳児保育所を5歳児までの保育所へ転換する等の見直しを行い、25年からは3か所での実施となりました。</p>
休日保育の拡充	実施か所 27か所	<p>日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、10か所（9区）で実施しました。</p> <p>計画期間中に、未実施の区等の保育所と調整を進め、新たに3か所の日保育を開始しましたが、事業開始前には周辺の日保育の利用ニーズ把握が困難であることに加えて、保育士の確保が難しい状況あり休日保育を実施することによる平日保育への職員配置への影響が大きいことなどが課題となり、大幅な拡充につながりませんでした。</p>

事業・取組	26年度末 目標値	取組状況等（26年3月時点）
病児保育の拡充	実施か所 27か所	<p>子どもが病気の際に保護者が家庭で保育できない場合に医療機関に併設する専用スペースで子どもを預かる病児保育事業を16か所（12区）で実施しました。</p> <p>計画期間中には新たに6か所で事業を開始し、1施設あたりの利用者数も増加していますが、看護師・保育士の確保が困難であることや専用スペースの確保が難しいこと等から、目標値を達成することができませんでした。</p> <p>25年度は、病児保育事業を実施する医療機関との意見交換会を開催し、今後の事業実施にあたっての課題整理や新規整備を促進するための検討を行いました。</p>
放課後児童育成 施策の推進	19時までの 放課後の居場所のある小学校区 ニーズの高い 小学校区 全て（309学区）	<p>すべての子どもにとっての安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の放課後3事業を実施しました。</p> <p>保育所の充実により、学齢期の放課後の居場所ニーズも増加していることから、「はまっ子ふれあいスクール」から、留守家庭児童にも対応する「放課後キッズクラブ」への転換等を進めましたが、専用スペースの確保が困難なこと等が課題となり、19時までの放課後の居場所がある小学校区は、259学区で実施となりました。</p>
重症心身障害児 施設の整備・拡 充及び機能強化	市内定員数 （短期入所含 む） 300人	<p>在宅介護を行う家族の負担軽減を図り、在宅生活を支援するために、新たな重症心身障害児施設を整備し、短期利用ベッドの充実などの機能強化を目指していましたが、整備にあたっての地元調整に時間を要したため、計画期間中に開所することができませんでした。</p> <p>しかし、25年度までに地域との話し合いを重ねて設計を進め、26年度には着工、27年度にはしゅん工、開所する見込みとなっています。</p>

3 計画における横浜市の目指すべき姿と理念・基本的な視点

(1) 目指すべき姿

子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力をはぐくむことができるまち『よこはま』

(2) 理念

子ども・青少年は、未来を創る力である

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、よこはまの未来を創ることにつながります。

子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す

子ども・青少年は誰もが自分の良さや可能性といった内在した力を、自ら発揮できる力を備えています。子ども・青少年の成長を長い視野でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。

子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することが重要です。

「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる保護者や保育者・教育者だけでなく、すべての市民が「子ども・青少年にとって」の視点で、子ども・青少年の育ちや学びをとらえることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。

(3) 計画における基本的な視点

①「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分発揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、すべての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点にたつて施策・事業を展開します。

②すべての子ども・青少年の支援

子ども・青少年一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長するなかで必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、すべての子ども・青少年を対象とします。

③それぞれの成長段階に応じた一貫した支援

それぞれの成長段階に応じて、子ども・青少年の育ちや学びが連続性をもって積み重なりながら人間形成ができるよう、一貫した支援を行っていきます。

④子ども・青少年の自立に向けた支援

子ども・青少年が、世代や価値観の異なる他者とふれあいながら、様々な体験を重ねることを通じて、自らの意志で物事の決定や行動ができ、その結果に対して責任を負えるよう、また他者への配慮やコミュニケーション能力などの社会性を身につけていけるよう、自立に向けた支援を行います。

⑤家庭の子育て力を高める支援

子ども・青少年が健やかに成長し、それぞれの持つ力を十分に発揮できるよう、子育て家庭の子育てに対する不安感・負担感を軽減させるとともに「親子が一緒に楽しむ」という視点で、家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

⑥様々な担い手による社会全体での支援

行政だけでなく、家庭、地域、保育所・幼稚園・学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、それぞれの役割を担いながら社会全体で積極的に関わっていきます。

4 施策体系と事業・取組

(1) 施策分野・基本施策とその関係性

目指すべき姿、理念及び基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

①子ども・青少年への支援

施策分野1 子ども・青少年が様々な力をはぐくみ、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策③ 障害児への支援

基本施策④ 若者の自立支援の充実

②子育て家庭への支援

施策分野2 出産・子育てしやすい環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

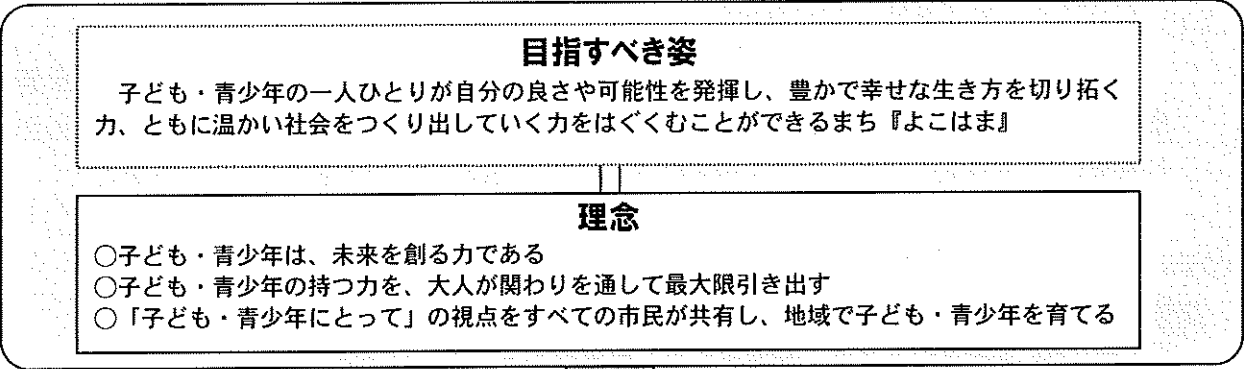
基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

③社会全体での支援

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

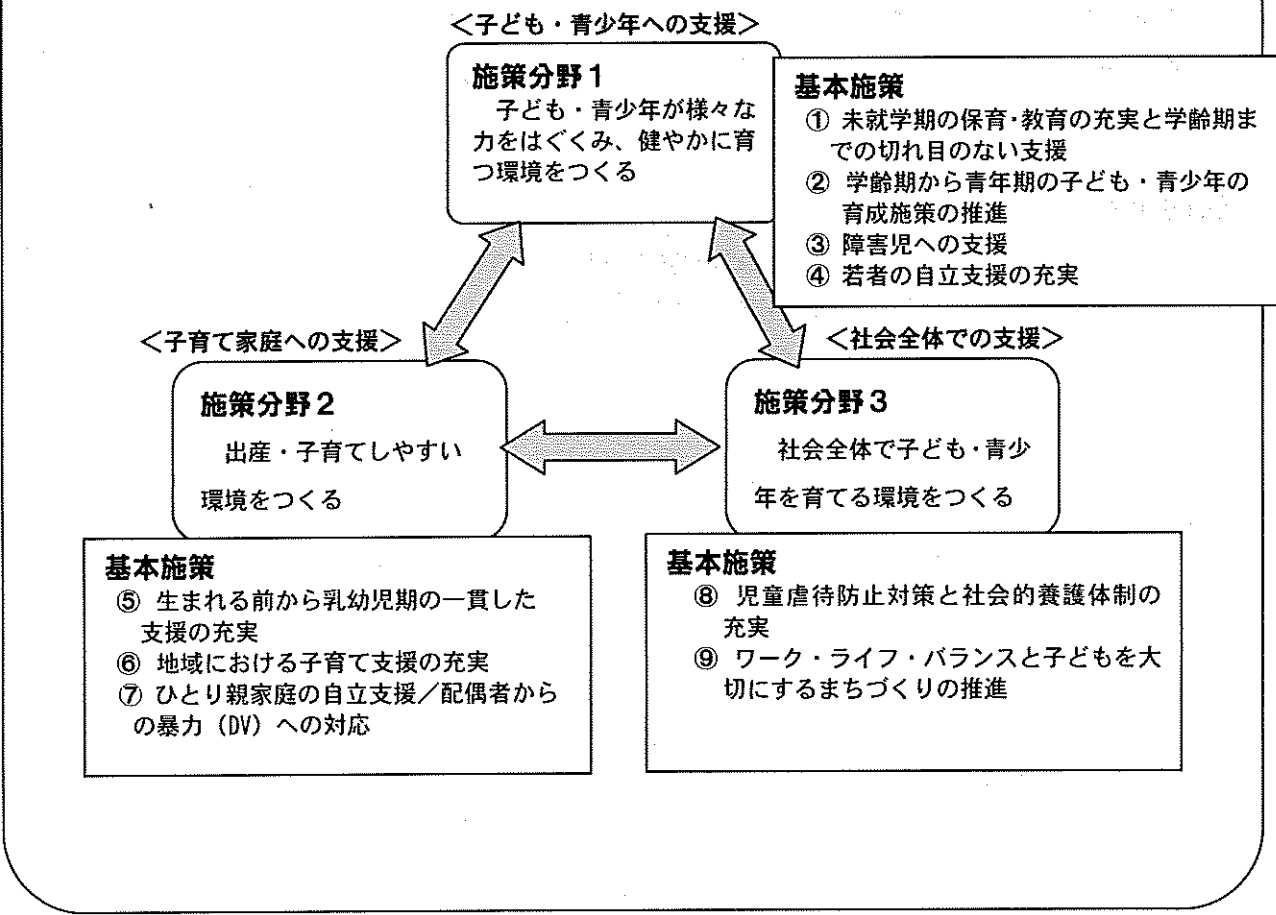
基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまじづくりの推進



- **基本的な視点**
- ①「子ども・青少年にとって」の視点での支援
 - ②すべての子ども・青少年の支援
 - ③それぞれの成長段階に合わせた一貫した支援
 - ④子ども・青少年の自立に向けた支援
 - ⑤家庭の子育て力を高める支援
 - ⑥様々な担い手による社会全体での支援

3つの施策分野と9つの基本施策



(2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性

施策分野1 子ども・青少年が様々な力をはくぐみ、健やかに育つ環境をつくる

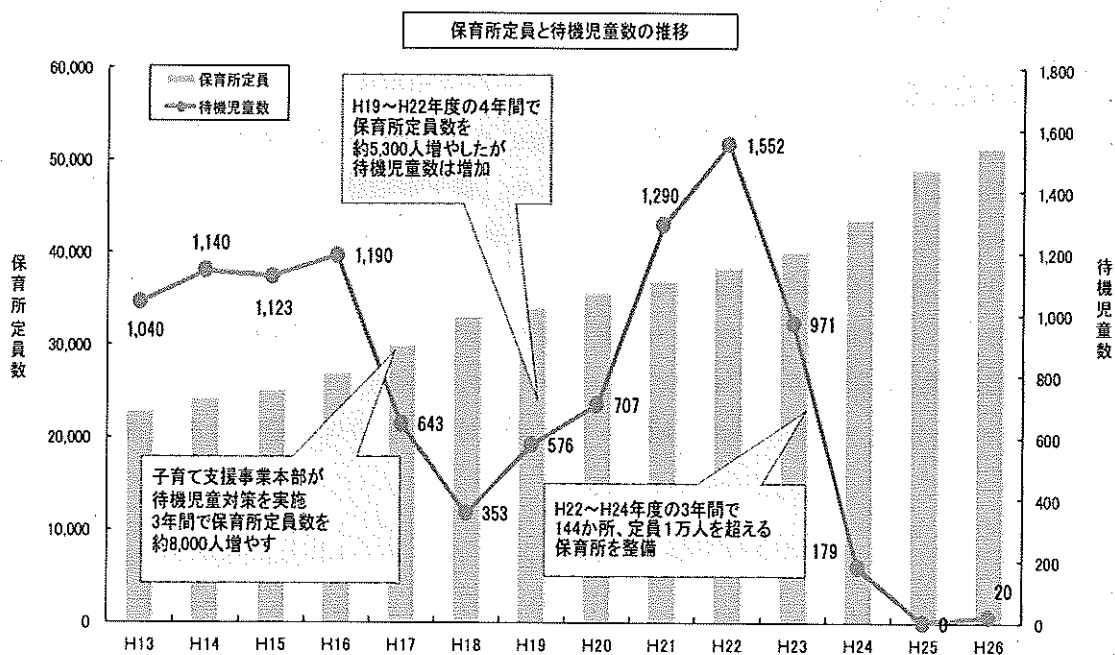
基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

〈1〉現状と課題

◆保育のニーズの増加と幼稚園の利用者数の減少

- 現在、本市では0歳児のうち約6人に1人、1歳児以降は約3人に1人が保育を利用しています。また、3歳児のうち半数以上が、4、5歳児では約3人に2人が幼稚園を利用しています。
- これまで本市では、増え続ける保育所入所申込者に対応するため、保育所の整備を積極的に進め、10年間（平成15～24年度）で約24,000人分の保育所定員を整備し、約2倍に拡大しました。平成22年度からは待機児童対策を本市の重点施策とし、ハードとソフトの両面から取組を進めてきた結果、平成25年4月1日時点の待機児童数は、横浜市中期計画の目標である0人を達成しました。
- しかしながら、待機児童ゼロ達成による保護者の保育所入所に対する期待の高まりなどにより、平成26年4月の入所申込の増加数は4,114人という過去最大の伸びとなり、特に、1歳児の増加が顕著でした。平成26年4月1日に向けてあらゆる手を尽くしましたが、待機児童数は20人となり、2年続けてのゼロ達成とはなりませんでした。

★保育所定員と入所児童数・待機児童数の動向



- 4、5歳児は概ねすべての子どもが何らかの保育・教育を受けていますが、保育のニーズが増加し続けています。また、幼稚園における長時間（11時間）の預かり保育の利用や3歳児における幼稚園の利用者は増加していますが、幼稚園全体の利用者数は減少する傾向にあります。
- 平成27年度から施行される新制度では、それぞれの地域における保育・教育、地域の子育て支援等に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況や経済状況等にかかわらず、すべての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育及び地域の子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。

◆幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続

- 幼稚園や保育所、認定こども園等から小学校へ入学する際、新しい環境である小学校の生活にうまく適応できず、不安になる児童がいます。園で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるように小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。
- また、長い目で見た子どもの育ちの連続性を踏まえながら、保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

◆保育士・幼稚園教諭等の確保と保育・教育の質の維持・向上

- 保育所等の整備・拡充に伴い、保育士等の確保が急務となっており、あわせて保育士や幼稚園教諭等の資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が求められています。

◆障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援が必要な子どもが保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、障害の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、施設は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

◆学齢期の留守家庭児童への対応

- 小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後の活動を通じて、子どもの発達段階に応じた、様々な取組や工夫を行う必要があります。
- 子育て家庭の保育ニーズの増大に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を打破する必要があります。
- また、小学生の放課後事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていく必要があります。また、新制度では、事業の対象範囲が6年生までに拡大することから、児童の発達や成長・自立に応じた支援ができるような人材の育成が必要です。

〈2〉施策の目標・方向性

【1】質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。

- 待機児童対策を継続するとともに、新制度のもと、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤確保を推進します。
- 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・教育基盤を確保するとともに、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性^(※)をふまえた保育・教育の質の維持・向上を図ります。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育基盤の確保にあたっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- 養育者の様々なニーズに対し、適切な保育・教育の利用につなげる利用者支援を推進します。
- 「子どもにとって」「子ども・青少年の成長を長い視野でとらえる」という本市の理念に基づき、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心をはぐくむことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。
- 子どもの育ちと学びの連続性・一貫性^(※)を保障するために、幼稚園や保育所、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

※子どもの育ちと学びの連続性・一貫性

乳幼児期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、小学校など育ちの場がかわっても、それは何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。子どもの育つ力、学ぶ力にはしっかりとつながりがあることが分かります。それが「連続性」です。

また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」をもってつないでいくことがとても重要なのです。



【2】多様な保育・教育を提供します。

- 養育者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るとともに、子どもの健やかな育ちを支えるため、一時預かりなど多様な保育・教育の場を確保します。
- 障害のある子どもへの保育・教育の場として、市立保育所や民間認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園での積極的な受け入れのための体制の充実や保育者の専門性の向上を図るとともに、特性や成長に合わせた支援を行います。

【3】人材の確保・育成及び質の維持・向上を進めます。

- 就職面接会や宿舍借上げ支援などを行い、保育・教育の基盤となる人材の確保に取り組みます。
- 保育士や幼稚園教諭等の専門性や実習力を高める人材育成研修の充実や実践研究に基づく保育の計画・教育課程の拡充、保育資源ネットワークの構築、自己評価や外部評価の充実に取り組みます。
- 小学生の放課後事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていきます。

【4】留守家庭児童のための放課後の居場所を充実させます。

- すべての子どもたちが、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、豊かな放課後を過ごせるよう、きめ細かい対応を行うとともに、学校・家庭・地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させます。そのため、すべての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉主な事業・取組

○保育・教育基盤整備事業

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限に活用するとともに、必要な保育所及び幼保連携型認定こども園、地域型保育事業等を整備します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人(25年度) ②60,003人(26年4月)	※調整中

○私立幼稚園預かり保育等事業

待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園の保育資源を利用して、3～5歳児(保育を必要とする園児)を対象とした長時間保育に対し運営費を補助します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数 ※月平均利用者数	624,540人(年間延べ) ※4,337人(月平均) (25年度)	※調整中

○一時預かり事業

「緊急保育」「リフレッシュ保育」のほか、短時間就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を一時的に預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
<利用者数(年間延べ)及び実施か所数> ①保育所(一時保育) ②横浜保育室(一時保育) ③親と子のつどいの広場での一時預かり ④24時間緊急一時預かり ⑤休日保育の一時預かり ⑥乳幼児一時預かり事業 ⑦横浜子育てサポートシステム事業	①142,331人、354か所 ②17,058人、116か所 ③2,860人、17か所 ④2,022人、2か所 ⑤476人、10か所 ⑥67,804人、18か所 ⑦45,799人 (25年度)	※調整中

【コラム】公共建築物における木材の利用を促進します！！

乳幼児期の保育・教育基盤の整備にあたっては、「公立建築物における木材の利用の促進に関する法律」を受けて策定された「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」に基づき、できる限り建物の木造化、内装の木質化を促進していきます。

☆「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」とは…

- 積極的に木造化・内装等の木質化を促進
- 低層の公共建築物については、原則として木造化
- 市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に木質化
- 木材利用の普及・PRの推進

○病児保育事業、病後児保育事業

病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と病気回復期の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (26年度)	※調整中

○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園等のうち 583 か所で約 2,500 人の子どもを受け入れています。(25年度時点)

今後、全園を対象に、障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受け入れを促進していきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①実施回数 ②参加者数	①8回 ②705人(延べ) (25年度)	※調整中

○保育コンシェルジュ事業

保育・教育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育・教育の情報提供を行い、利用につなげる保育コンシェルジュ(専門相談員)を各区こども家庭支援課に配置し、保護者のニーズと保育・教育を適切に結びつけ、子育て家庭への支援を図るとともに、待機児童の解消につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施か所数	18か所 (25年度)	※調整中

○保育士宿舍借り上げ等支援事業

保育士の確保や離職防止を図るために、保育士の宿舍借り上げを行う民間事業者や、保育士の子どもを対象とした事業所内保育施設を新たに設置しようとする事業者等に対し、費用の一部を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
助成対象戸数	123戸 (25年度)	※調整中

○保育士就職支援講座・就職面接会

保育士資格を持ちながらも、現在保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士に対して、復職を支援するために、ハローワークの協力を得て、保育所等運営法人参加による就職面接会を実施するとともに、就職支援講座を開催し、保育士の確保に努めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①就職支援講座の参加者数 ②就職面接会の参加者数	①164人(4回延べ) ②292人(5回延べ)	※調整中

○保育・幼児教育研修・交流等事業

「保育・教育の質の維持・向上」を図るため、保育士・幼稚園教諭等の専門性や資質を高める研修を充実させます。また、子どもにとって連続性・一貫性のある保育・教育を行うために、保育士・幼稚園教諭等が合同で行う研修会の充実を図ります。また、区毎に区局連携研修や幼保小教育交流事業を行い、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①保育所職員等研修 ②各区連携研修 ③幼保小教育連携研修会 ④幼保小接続期研修会 ⑤各区教育交流事業	①9,318人(98コース延べ) ②16,299人(426回) ③1,853人(2日間延べ) ④952人(3回延べ) ⑤152,026人(延べ) (25年度)	※調整中

○保育・幼児教育研究事業

「保育・教育の質の維持・向上」を図るため、保育・教育における実践研究を進め、保育課程や教育課程の改善を図ります。また、子どもにとっての豊かな学びが連続性・一貫性をもって行われるよう、「横浜版接続期カリキュラム」の検証・研究を子どもの姿を通して行っていきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
幼保小連携推進地区事業	36地区(116園・校) (26年度)	※調整中

○私立保育園、私立幼稚園及び保育センター研究・研修補助事業

本市における乳幼児期の保育・教育の充実を図るため、一般社団法人横浜市私立保育園園長会が実施する保育士及び施設長向け研修と、公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①私立保育園園長会研修参加者延べ人数 ②白峰学園保育センター研修参加者延べ人数 ③研究・研修への教職員参加者延べ人数	①2,744人 ②1,722人 ③22,716人 (25年度)	※調整中

○「育ちと学びをつなぐ横浜版接続期カリキュラム」の改定【新規】

横浜版接続期カリキュラムの改定（28年度）に向けた準備を行います。また、小規模保育事業等から連携施設への円滑な接続等についても、改定に合わせて検討します。

○放課後児童育成事業

小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。子どもの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努め、子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を工夫します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、すべての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」のすべての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、すべての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数	①11,761人	※調整中
②放課後キッズクラブの実施校数	②89校	
③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	③12クラブ (25年度)	

※すべての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

【コラム】よこはまECO保育所ってご存じですか？

横浜市では、温室効果ガスを2020年度までに25%以上削減することを目指しています。
(1990年度比)

保育所整備においても、環境に配慮した施設計画にさせていただくことを推奨し、一定の取り組みを行った施設に対して「よこはまECO保育所」として認証を行っています。

認証を受けた施設には、認証プレート・認証書を授与しています。また、ホームページ（はびねすぽっと：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/>）で認証園を確認することができます。

基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

〈1〉現状と課題

◆子ども・青少年育成施策の必要性

- 情報化社会の進展や、世帯あたりの子どもの数の減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域での支えあいなどのつながりの希薄化などが進行したことにより、子ども・青少年が人とのつながりや支えあいの中で、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。この自己肯定感の低下や他者とのつながりの希薄化、居場所が無いなどのリスクが背景にあることから、ちょっとしたつまづきにより、困難な状況がより深刻化する危険性が高まっています。
- また、いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮等、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、個々の状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

◆地域活動の活性化や人材の育成

- 自ら成功や失敗、思い通りにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化や知識、考え方に触れて興味・関心を広げたりする機会が減少しています。
- そこで、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図る必要があります。

〈2〉施策の目標・方向性**【1】子ども・青少年が自ら社会性や進路を選択する力を身につけられる環境を整えます。**

- 多様な人と関わりあうとともに、様々な活動や文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・青少年が自ら社会性や進路を選択する力を身につけられる環境を整えます。
- 小学校就学後の学齢期は、放課後における「遊び・異学年交流の場」として、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 多様な人、様々な文化や知識、考え方や自然に触れ、子ども・青少年が健やかに成長できるよう、青少年施設や野外活動センター、プレイパーク等における活動機会、体験プログラムの拡充を図ります。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮等、困難を抱える子ども・青少年を取り巻く様々な課題に対し、学校や区役所、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組みます。

【2】子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見・未然防止に取り組みます。

- 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等のネットワークづくりにより、青少年の交流や体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。
- 放課後児童育成施策に係る事業においては、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校や区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

【3】子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。

- 子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちと一緒に解決し、乗り越えていけるよう支援します。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉主な事業・取組

○青少年の地域活動拠点づくり事業

青少年の交流や体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	※調整中

○青少年の自然・科学体験活動の推進

青少年施設や野外活動センター等における活動機会、体験プログラムの拡充を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	※調整中

○放課後児童育成事業（基本施策①の再掲）

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数 ②放課後キッズクラブの実施校数 ③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	①11,761人 ②89校 ③12クラブ (25年度)	※調整中

※すべての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

○プレイパーク支援事業【こども青少年局・環境創造局】

公園等において子どもの創造力を活かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
活動支援回数	1,145回(年間) (25年度)	※調整中

○寄り添い型学習等支援事業

生活保護世帯及び経済的困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施します。

○青少年育成に係る人材育成・活動推進

社会全体で子どもをはぐくむ取組を進めていくため、（公財）よこはまユースを中心に、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。

○幼保小中高まで連続したキャリア教育の推進【教育委員会事務局】

幼保小中高まで連続したキャリア教育を推進し、自分らしさを発揮しながら、社会とのつながりを実感するとともに、働くことの意義や尊さを理解し、将来に向けた自分の生き方を見出していくことのできる力を育みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	※調整中

○子どもの体力向上事業【市民局】

児童が主体的・日常的に体を動かす習慣を身に付けることを目的に、「いきいきキッズ事業」として、小学校の中休みや放課後を活用し、保護者やスポーツ指導者の協力のもと、児童が関心を持てる運動やスポーツを紹介し、定期的に運動に親しむ機会を提供しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①参加者数 ②実施回数	①67,579人 ②783回 (25年度)	※調整中

基本施策③ 障害児への支援

〈1〉現状と課題

◆障害のある子どもを取り巻く状況

- 障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気づき、子育ての力を高められるような支援が求められています。
- 統計では、子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、障害のある子どもが増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。その状態像は多様で、支援の個別性が高いのが特徴といえます。
- また、地域療育センターの新規利用児も増加しており、その7割が発達障害児です。こうした状況に対応するため、平成22年度から主に知的に遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、平成25年度に8か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みです。
- 平成24年の児童福祉法改正で再編・整備された障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。
- 加えて、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な在宅の重症心身障害児が増えています。また、重症心身障害児には該当しないものの、胃ろうなどの医療的ケアを必要とする障害児もいます。こうした多様化する医療ニーズに対応するための療養環境の整備が求められています。そして、重症心身障害児の在宅生活を支援する機能や安心して暮らせる生活の場が求められています。
- なお、市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細やかな支援のために、個室化やユニット化など生活環境の改善が必要になっている施設があります。

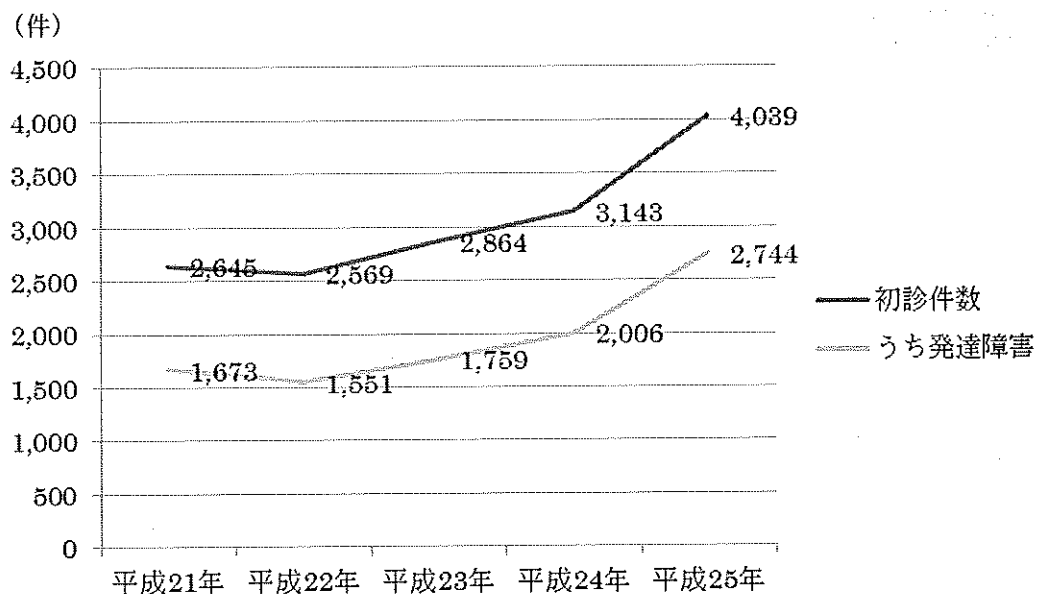
◆学齢期の障害児支援

- 個別支援学級や特別支援学校の在籍者数が増えており、一般学級では、特別な配慮の必要な児童や生徒が増加しています。こうした子どもたちの社会参加やその家族の安定した生活が実現できる環境を整えることが求められています。
- また、学齢後期（中学・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しており、平成25年度に3か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き、体制確保が課題となっています。また、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。

◆障害への理解促進

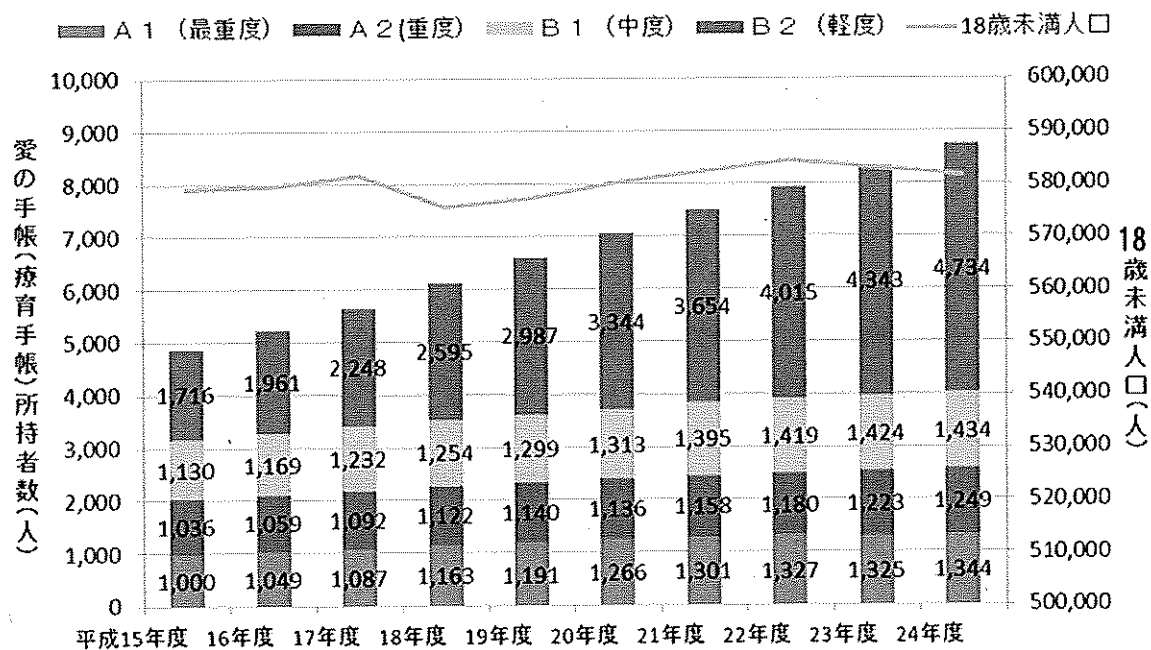
- 障害児の増加とともに、幼稚園や保育所等に通う発達障害児も増えていますが、地域における障害への理解、とりわけ「わかりにくい障害」といわれる発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況です。

★地域療育センターにおける初診件数と発達障害の診断件数の推移（本市）



★障害児の推移（本市）

18歳未満人口と18歳未満の愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移



〈2〉施策の目標・方向性**【1】地域療育センターを中心とした支援を充実します。**

- 地域療育センターによる早期の支援につながるよう、診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに、保育所、幼稚園や並行して利用する地域訓練会等と連携した支援を充実させます。
- 地域療育センターを利用する保護者の不安に寄り添い、子育ての力を高める支援を実施します。
- 地域療育センターが連携の中心となり、未就学の障害児に療育を実施する事業を拡充します。

【2】学齢障害児に対する支援を充実します。

- 学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどでのびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業所などの居場所を拡充します。
- 学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
- 市立特別支援学校の再編整備を進めます。

【3】障害児施設の整備と在宅支援機能の強化を進めます。

- 常に医療的ケアが必要な障害児の生活を支援する重症心身障害児施設や多機能型拠点の新規整備や再整備を行います。
- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めます。
- 在宅障害児の多様化する医療ニーズに対応するための療養環境を整備します。

【4】市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

- 障害のある子どもとその家族が安心して地域のなかで生活し、健やかな成長ができるように、市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

◆指標

※指標については、別途検討し、記載します。

〈3〉主な事業・取組

○地域療育センター運営事業

障害がある、またはその疑いのある児童へ、相談から診断、療育までの支援を一貫して行うとともに、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行う地域の療育の拠点施設である「児童発達支援センター」として、地域療育センターの機能強化を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域療育センターのか所数	8か所 (26年4月)	※調整中

○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備（基本施策①の再掲）

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①実施回数 ②参加者数	①8回 ②705人(延べ) (25年度)	※調整中

○児童発達支援事業の拡充

未就学の障害児に療育を実施する事業所を拡充します。また、地域療育センター（児童発達支援センター）を中心に、事業所間の連携を推進していきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童発達支援事業所数	52か所 (25年度)	※調整中

○放課後等デイサービス事業所の拡充

学齢の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。併せて、放課後キッズクラブ等、放課後児童健全育成事業における受入れも、引き続き推進していきます。

また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、事業所間の連携を深め、サービスの質の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
放課後等デイサービス事業所のか所数	58か所 (25年度)	※調整中

○学齢後期障害児支援事業

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学齢後期障害児支援事業所のか所数	3か所 (26年4月)	※調整中

○特別支援教育支援員研修講座【教育委員会事務局】

小中学校において支援を必要としている児童生徒への支援をおこなう特別支援教育支援員（有償ボランティア）の人材育成や専門性の向上のために、研修講座を開催します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①実施回数 ②参加希望者数	①8回(年間) ②約200人 (25年度)	※調整中

○重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況であるため、新たな施設を整備します。

あわせて、老朽化が進んでいる障害児入所施設について、強度行動障害等の障害特性に応じたきめ細かい支援ができるよう、居室の個室化・少人数化やユニット化により児童の生活環境を向上させるとともに、短期入所の拡充など、在宅支援機能を強化するため、再整備を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①新施設整備中のか所数 ②再整備中のか所数	①1か所(重症心身障害児施設) ②2か所(白根学園児童寮、 なしの木学園) (25年度)	※調整中

○メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な方も増えていることから、重症心身障害児者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①協力医療機関のか所数 ②利用者数	①10病院 ②43人(延べ) (25年度)	※調整中

○市民の障害理解の促進

発達障害への理解促進を図るための講演会を実施するなど、関係部署との連携を深め、市民への啓発を継続的に推進していきます。